

ダイハツ系連合健康保険組合 検査及び監査規程

第1条 この規程は、規約第25条第2項及び同36条に基づき、組合会の検査並びに監事による監査について、必要な事項を定め、組合運営及び事務執行の適正を図ることを目的とする。

第2条 監査は、2名の監事によりこれを行う。

2 前項の監事は、組合会において、選定議員、互選議員別に理事及び組合の職員以外の議員から、それぞれ1名を選挙により決定する。

3 監事の選挙執行に関して必要な事項で、この規程に定めのない事項に関しては、組合理事、理事長及び監事選挙執行規程を準用する。

第3条 監査は、毎年決算終了後組合が決算を認定する前に必ず実施し、そのほか必要と認めるときは、随時にこれを行うことができる。

2 監事は、監査を行うときはあらかじめ監査すべき日時を文書で理事長に通知しなければならない。

第4条 監査は、組合業務の適正かつ効率的な実施の観点等組合の事業全般について厳正に行い、特に次の事項を重点として実施するものとする。

(1) 保険料の徴収状況

(2) 支払基金その他に対する支払状況

(3) 収支帳簿と証拠書類の照合確認

(4) 現金の出納保管状況及び積立金等重要財産の管理状況

(5) 個人情報保護についての遵守状況

第5条 監事は、監査を行ったときは、速やかに文書をもって、その結果について組合会に報告するとともに理事長に通知しなければならない。

第6条 監査に要する費用は、事務所費から支出することができる。

第7条 検査は、監事からの報告等により組合会として検査する必要が生じた場合、その都度委員を設置しこれを行う。

2 前項の委員は、組合会において、選定議員、互選議員別に理事及び監事以外の議員から、それぞれ同数を選出するものとする。

3 委員による検査に要する費用は、組合会費から支出することができる。

4 第3条第2項から第5条までの規定は、検査を行う場合にこれを準用する。

附 則

この規程は、平成15年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。